

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年1月17日
【会社名】	株式会社オリバー
【英訳名】	OLIVER CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大川 和昌
【本店の所在の場所】	愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12
【電話番号】	(0564)27-2800(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 山本 隆夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12
【電話番号】	(0564)27-2800(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 山本 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社オリバー東京本社 (東京都江戸川区西葛西六丁目27番19号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成31年1月16日開催の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年1月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円、総額 305,921,310円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年1月17日

第2号議案 定款の一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるため、顧問制度を廃止するとともに条文の見直しを行い、現行定款第23条（役付取締役、相談役及び顧問）につきまして相談役及び顧問の規定を削除するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、大川博美、大川和昌、太田博幸、山本隆夫、中川俊治、鳥山聡を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する村上周一氏と、平成30年1月31日に退任した岸邊均氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを決議するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	87,107	34	-	(注)1	可決 99.96
第2号議案	87,121	20	-	(注)2	可決 99.97
第3号議案				(注)3	
大川 博美	87,061	80	-		可決 99.90
大川 和昌	87,111	30	-		可決 99.96
太田 博幸	87,112	29	-		可決 99.96
山本 隆夫	87,113	28	-		可決 99.96
中川 俊治	87,094	47	-		可決 99.94
鳥山 聡	87,113	28	-		可決 99.96
第4号議案	85,975	1,155	-	(注)1	可決 98.67

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 4. 賛成割合の率は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上